

各 位

鬼北町長 兵頭 誠亀
(公印省略)

飼い主のいない猫（野良猫）について

日頃から、環境行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、町内では個人が所有する敷地内における野良猫の出産についての問い合わせ及び野良猫による生活環境に対する被害の苦情が寄せられています。

猫は愛護動物に分類され、野良猫だとしても駆除目的で捕獲することは、法令により禁止されています。そのため、原則、本町でも野良猫の引き取りは行っていません。なお、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が科されます。

野良猫の被害が増える大きな要因の一つに、「無責任なエサやり行為」が挙げられます。飼い続ける意思のないまま、「かわいそう」、「子猫はかわいい」といった一時の思いからの無責任なエサやりは、絶対に行わないようにしてください。

《猫の繁殖制限対策はできていますか？》

繁殖制限とは、避妊手術（メス）、去勢手術（オス）、発情期は外に出さないなど、望まれない子猫が生まれないようにすることです。無責任な繁殖が起こらないよう、飼い主の責任として、繁殖制限を行うよう努めてください。

ご存知ですか？ 地域猫活動

地域の同意のもとでルールを決めて、適正に管理された猫を「地域猫」と呼びます。野良猫が増え困っている地域での解決策として、全国に広がっています。

世話をしている野良猫に不妊等の手術をして、これ以上増えないように管理をしましょう。



エサは置きっぱなしにしないように



トイレを作ろう

V字カットは手術済みの印↓

**V字カットの猫は、
子猫を増やすことは
ありません。**



※ 鬼北町では、猫への不妊等手術に対して補助金を交付しています。補助額は、「**飼い猫:上限 3,000 円**」、「**野良猫:手術費の全額(100 円未満切捨て)**」となります。補助金に関するお問い合わせは鬼北町役場環境保全課（0895-45-1111、内線 2441）までご連絡ください。

お問い合わせ先 鬼北町役場 環境保全課 環境衛生係 電話：0895-45-1111（内線 2441）